

神輿に関する覚え書き

【千葉県指定文化財】

神輿の御祭神

一の宮 誉田別尊

二の宮 玉依姫尊

三の宮 息長帶姫尊

若宮 大雀尊

五の宮 足仲彦尊



盤の裏の墨書から

右於ニ鎌倉法華堂下中小路ニ新造ニ立之ニ也、  
至徳元甲子九月八日  
(以下祭禮次第などの記載あり・省略)

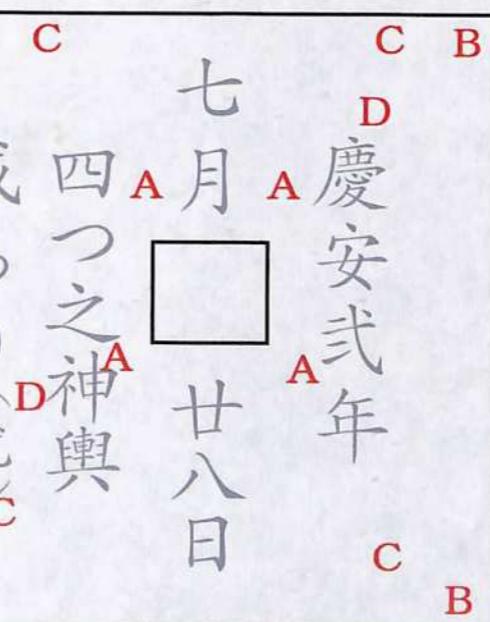
御伝記も同内容を記録している。

室町神輿は至徳元年(一三八四)九月に、足利義満によって造営された。この事は、『飯香岡八幡宮由緒本紀』および『飯香岡八幡宮御伝記』に記載されている。

『由緒本紀』

人皇百一代後小松院御宇至徳元甲子年九月、大政大臣征夷大將軍源朝臣義満公、當社厚御信仰ニ被レ爲レ在、御祈願感應成就依ニ、御冥加助爲ニ報賽登當社御神輿四社新造立奉ニ寄進ニ者也、

御神輿四箇奉獻



Aの釘 至徳元年時の釘

至徳元年からBの釘で確認できる慶安二年までの間にも大修理が行われている。

『由緒本紀』によると、寛永七年(一六三〇)に四社修理を行っている。また、三の宮の疑宝珠を奉納によって鳳凰に替えたことも記されている。鳳凰奉納の記録は、現物の鳳凰に刻文が残されている。

『由緒本紀』

當宮御神輿四社御修復、並ニ鳥帽子、白張等、是者ニ新ニ仕立替、氏子並八幡郷其外村々寄進有レ之、三之宮鳳凰之寄進、菊間若宮社家玄蕃奉ニ寄進ニ者也



(左翼刻文)

宝暦九己卯歲九月朔日修復節□雀新造畢

Bの釘 慶安二年(一六四九)の修理の際の釘

Cの釘 宝暦九年(一七五九)の修理の際の釘  
それ以降、ほぼ毎年のように小修理が行われている

『鳳凰の刻文』  
(右翼刻文)

奉寄進鳳凰之事、上總國市原庄於八幡郷八幡三之宮御寶殿爲二世悉地成就也菊間郷市河玄蕃如件

別當覺源

一の宮の床下墨書

神主式部

寛永七曆五月十五日 敬白

再修覆(復)  
八幡宮

奉行 上杉中務入道禪助

社家執行善國

大工右衛尉宗正

平次

奉行大塚伊勢守光氏 花押

于時慶安貳年七月三日

上總國市西郡磯ヶ谷大工右近條?次 花押  
於鎌倉法華堂下中小路新造畢 寅曆九己卯八月十五日  
時于至徳元年甲子九月六板敷 依修復寫是

鎌倉

大工 藤原清久書判有

奉行 執行善國右同斷

一の宮天井墨書

神輿 四社

征夷將軍源朝臣義満

上總州八幡宮奉寄進者也依如件

奉行

上杉中務少輔禪助 奉之

至徳元甲子九月日

外にも二の宮の屋根裏にも墨書が確認できている。

使用されておらず、浅黄地の布である。その後、昭和四十年に外の宮の神輿新造の際に、布を張り替えて紺地金欄がそれ以降使用されている。

金欄を旧例と異なる物にした経緯については不明であるが、少量の金欄の調進が困難であったのかとも考えられる。

昭和二十八年九月、若宮の神輿が新造されている。その際の金欄が現存保管されている。紺地金欄・大槻装束店調進。この金欄で、若宮の神輿に備える太刀袋も調進されている。



四之宮神輿御席金欄  
昭和廿八年秋九月廿六日  
謹奉書  
大槻真

昭和三十年代は、まだ国道十六号線もなく、道路の申請許可が下りなかつたため、毎年の渡御が出来ず三年毎の渡御を行つていた。また、警察より、五社の神輿の区別が付かないことを指摘されたため、それまでの宮分け

現代の神輿は、各宮毎によつて製造期が異なつてゐる。明治三十五年、町内拡張によつて一の宮より、片町・本町が五の宮として新たに創設され、それに伴つて五の宮の神輿と、末社浅間神社の神輿を新造した。

昭和二十七年九月、横浜市の楠原三之助によつて寄進された。その際の神輿の金欄が保存されている。金糸は引き続き平成九年、楠原三之助の娘・楠原さきの寄進により一の宮の神輿は新造されて現在に至つてゐる。



江戸期の神輿は弘化二年（一八四五）年八月に新造された。記録によると、一の宮四十二両、二の宮四十両三分、三の宮四十二両・若宮三十一両二分の費用が掛かつた。この時の新調した紺地金欄の裂の現物が保存されている。



当世具足十一領及び残欠に関する覚え書き

【市原市指定文化財・一括】

飯香岡八幡宮に伝来する十一領の甲冑は、神輿と共に本殿に納められて保存されてきた。これらの甲冑は、室町時代から江戸時代のもので、このようにまとまって伝承されるることは珍しく、江戸時代の復古的な加飾具足でない点も価値高く当世具足の研究資料として、また当地方の伝承の明確な文化財としても貴重なものである。

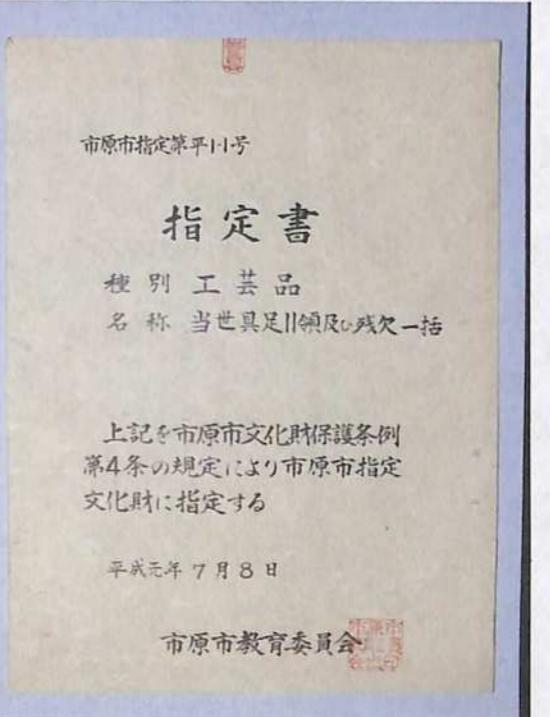
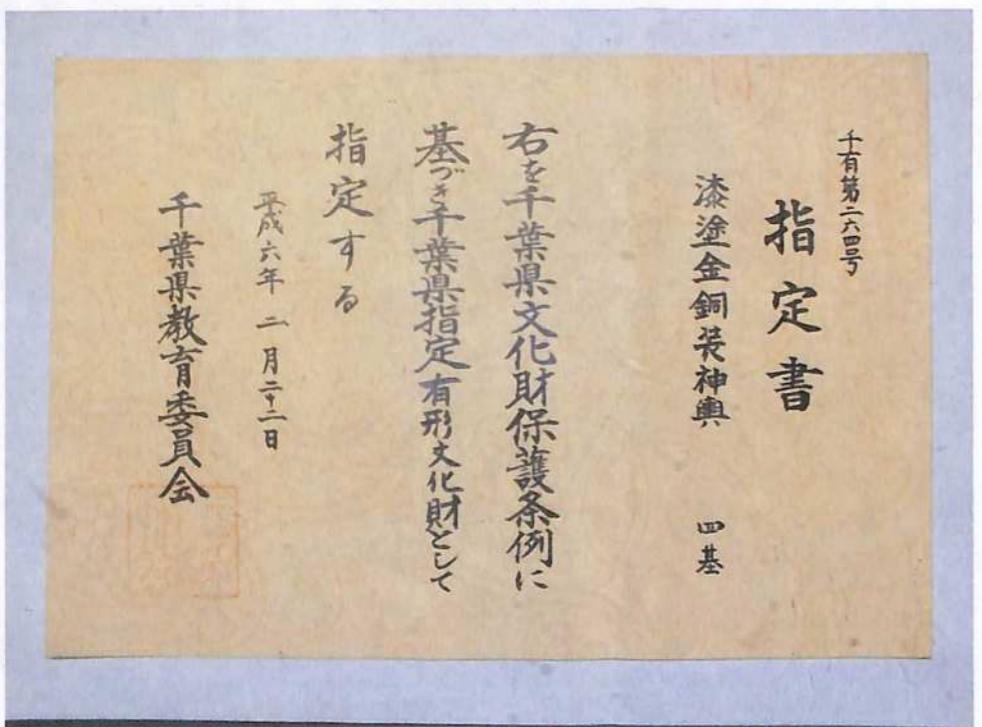
当社の当世具足は、過去に修理をされている形跡はあるが、実用的な戦国時代の当世具足の正式を伝えている。記録によれば、神輿渡御に際し、武士の警固が供奉している。室町末期に当社が再建された際にも大太刀が調進されているが、神輿と共に祭礼の形式もととのえられ、当世具足も奉納され、江戸時代に当地方の城主・旗本などが寄進したと推量される。

過去の修理施工について

現状十一領の具足は、構成する材質は武具の性質上鉄

の色の布を神輿の襷綱に付け区別できるようにした。

昭和四十二年から四十六年までは、本殿・拝殿の修理のために神輿の渡御が出来なかつた。昭和四十七年に氏子青年会が設立され、以前のような渡御を巡つたトラブルも減少するようになつた。平成三年、氏子青年会山崎正和会長期に、今まで手狭な鳥居先で行つていた奉幣祭を、拝殿前で行うよう改めた。



・革・漆・紐糸・染色布などが用いられ組み立てられており、経年の劣化もそれぞれの強弱の差異によって進行している。過去に行われている修理の形跡は、武具たる用途に適合するように損傷に対しても補修する方法が採られている。脆化部をその都度取り替えて新補し実用に耐えうるべく甲冑師によつて堅牢を保持する修理法である。

二、朱漆縫延紺糸素懸威一枚胴具足 一領 (桃山時代)



籠手 鉄瓢形 胡麻殻朱塗 鐵輪鎖繫 織田籠手  
佩楯 黒漆塗革札四段 日輪金箔押 家地梅殻草文緞子。

頭形兜、縫延胴の合理的で装飾性のない戦国時代の典型的な具足である。

兜  
頬当  
草摺  
当世袖  
兜  
黒漆十八間阿古陀形筋兜鉢。韓日根野形鐵板札六段下り、紺糸素懸威。吹返に三巴文据文金具打。  
胴  
頬当  
草摺  
当世袖  
兜  
黒漆十八間阿古陀形筋兜鉢。韓日根野形鐵板札六段下り、紺糸素懸威。吹返に三巴文据文金具打。  
胴  
頬当  
草摺  
当世袖



一、紺糸素懸威一枚胴具足 一領 (桃山時代)

籠手 鐵輪鎖繫籠手、一双。  
佩楯 鐵輪鎖繫佩楯。  
臑當 黑漆五本緞。

胴が雪の下胴のごとく堅矧ぎして渡金笠鉢を打ち、三巴文の据金を打ち、装饰性が高く兜の受け張り、忍緒に紅縮緬を用いるなど、平和な江戸時代の趣向が感取される。

三つ巴文は、当社との関係深い氏では、姉埼藩主の松平忠昌か、鳥山藩主の大久保忠高などが考えられる。

四、黒革包紺糸素懸威胴丸  
くろかわつつみこんいとすがけおどじょうまる  
一領  
(江戸初期)

外桐箱墨書銘

明治参拾五年拾弐月廿日  
ト音所調  
一坂香園土努行

草摺が欠失しているが、胴は雛韋包縫延形式の室町様式を伝えている。外箱は明治三十五年に新調されており、その頃に改修されたか。下藤丸紋は関係者不詳。



四、黒韋包紺糸素懸威胴丸  
一領 (江戸初期)

兜	兜
頬	ほほあて
当	当
二十二間黒韋包兜鉢。	くろかわつつみかぶとばち。 二十二間黒韋包兜鉢。
紺糸素懸威。吹返、下り藤円紋の据紋。	こんいとすがけおどし。 紺糸素懸威。吹返、下り藤円紋の据紋。
鐵打出黒漆塗、白長鼻毛植、垂三段、紺糸素懸威。	くろかわつつみぬいのべ 鐵打出黒漆塗、白長鼻毛植、垂三段、紺糸素懸威。
鞞韋包縫延五段、立挙前三段、後四段仕立。	しづかわつつみぬいのべ 鞞韋包縫延五段、立挙前三段、後四段仕立。

草 摶 欠失  
中なかそで 袖  
佩はいだて 垂五段、皺韋包、紺糸素懸威  
楯楯 黒漆平札四段、家地浅葱地龍  
当すねあて 皺韋包七本篠鎖繫。  
鞆

欠失

垂五段、鐵韋包、紺糸素懸威。  
黒漆平札四段、家地淺葱地龍丸紋綬子。

三、黒塗板札五枚胴具足  
くろぬりいたさねごまいどうぐそく  
一領



兜	鉄黒漆二十二間阿古陀形筋兜鉢、眉庇金銅覆輪 あこだなり まびさし ふくりん
頬当	付、三光鉢を打つ。吹返、扇面文蒔絵。 付、三光鉢を打つ。吹返、扇面文蒔絵。 革五 かわご
草摺	段日根野形、切付板札、紺糸毛引威。 段日根野形、切付板札、紺糸毛引威。 し
籠手	黒漆板札仙台胴、五枚豎矧。 黒漆板札十間五段下り。 し
佩楯	鉄打出、鋸地、垂四段毛引威、鼻茶毛植。 鉄打出、鋸地、垂四段毛引威、鼻茶毛植。 し
當	黒漆板札仙台胴、五枚豎矧。 黒漆板札十間五段下り。 し
草	總鐵輪鎖繫、瓢金、瓦金入。 總鐵輪鎖繫、瓢金、瓦金入。 し
籠	革札五段、紺糸綴、家地雲竜文金襴。 革札五段、紺糸綴、家地雲竜文金襴。 し
佩	革札五段、紺糸綴、家地雲竜文金襴。 革札五段、紺糸綴、家地雲竜文金襴。 し
楯	革札五段、紺糸綴、家地雲竜文金襴。 革札五段、紺糸綴、家地雲竜文金襴。 し
當	革札五段、紺糸綴、家地雲竜文金襴。 革札五段、紺糸綴、家地雲竜文金襴。 し

桶側胴式板札をさらに堅矧ぎ五枚胴にした具足である、江戸末期か明治年間に大きな補修が施されている。兜の吹き返しに永井家の紋所扇面を蒔絵している。文禄三年（一五九四）に、永井右近太夫直勝が当社に造営料を寄進していることを考えると永井直勝所用か。

六、黒漆伊予札紺糸素懸威胴丸具足 一領（桃山時代）

そして飾り金具物のない合理的な具足形式で、室町時代の形式を伝えている。



兜 鉄黒漆頭形鉢、革日根野形板札四段、浅葱糸素懸威。日輪前立付。  
頬 当 鉄打出錆地、白鼻毛植、垂五段、板札、紺糸毛引威。  
脣 捜 伊予札縫延二枚脣、紺糸素懸威。黒漆革札。  
胴 六間五段、革切付板札、紺糸素懸威。  
佩 樵 鉄輪鎖、家地菊殻草文緞子。

頭形兜、幅広い伊予札。金具廻りのひねり返しなど、

### 五、浅葱糸素懸威五枚胴具足 一領（江戸初期）



胴は雪の下胴で、立举の毛引威、八双金物などを付属し十八間の星兜など江戸時代の復古調をよくあらわしている。

### 具足櫃向鶴丸紋付 一合。

兜 鉄十八間星兜鉢、眉庇黒漆角元付。三光鉢打。  
脣 四段鉄黒漆板札。紺糸素懸威。裾板菱縫付。  
脣 吹返、染韋包小縁付。  
胴 鉄打出、白毛植、垂三段板札、紺糸威。  
胴 鉄黒漆塗堅矧五枚胴。立举浅葱糸毛引威、發手  
籠 草摺、中袖当。六段黒漆板札浅葱糸素懸威、裾板紫菱縫。  
手 黒漆革板札、七間五段、浅葱糸素懸威。  
手 鉄鎖篠小手、家地紺地鳳凰雲紋銀櫛。

七、黒漆韋包桶側一枚胴具足 一領 (桃山時代)

佩楯  
當 鉄七本籠。右一隻欠。

椎実形の兜、二枚胴などそして草摺は七間で短い四段下がりとした活動的な具足で、桃山様式を示す物。



兜 椎実形黒漆兜鉢、眉庇眉形打出、角元付。  
日根野形板札五段、紺糸素懸威。

頬 当 あわせ物、垂四段、鐵板札紺糸素懸威。

胴 桶 鉄板札韋包桶側一枚胴。仕立四段、立挙前一  
段、後三段。冠板朱塗。胴背面に合当理付。

草 摺 中 草摺  
袖 手 四段、鐵板札黑韋包、萌黃糸素懸威。

籠 頭 鐵輪鎖格子繫。家地浅葱地立涌文麻。

毛引威。

四段、鐵板札黑韋包、萌黃糸素懸威。

七間四段、黒漆切付革板札、裾板朱塗。萌黃糸  
毛引威。

中 草摺  
袖 手 四段、鐵板札黑韋包、萌黃糸素懸威。

籠 頭 鐵輪鎖格子繫。家地浅葱地立涌文麻。

毛引威。

中 草摺  
袖 手 四段、鐵板札黑韋包、萌黃糸素懸威。

籠 頭 鐵輪鎖格子繫。家地浅葱地立涌文麻。

毛引威。

八、紺糸素懸威桶側一枚胴具足

一領 (江戸初期)



兜の八幡座の渡金金具、胴の黒漆塗りの厚さなど、江戸時代の趣向を見ることが出来る。

兜 鉄鎧地十六間筋鉢。革四段黒漆鐵板札、浅葱  
糸素懸威、裾板紫菱縫飾付。

頬 当 鼻欠、垂四段、鐵板札、紺糸素懸威。

胴 前後一枚胴、黒漆塗鐵板札桶側胴仕立五段、立挙  
前三段、後四段。

草 摺 六間五段、鐵板札、紺糸素懸威、発手鐵鎖繫。

籠 中 鉄輪鎖、瓢形、胡麻殻金。

手 中 鉄輪鎖、瓢形、胡麻殻金。

袖 当 鉄輪鎖、瓢形、胡麻殻金。

前後一枚胴、黒漆塗鐵板札桶側胴仕立五段、立挙  
前三段、後四段。

十、伊予札紺糸素懸威二枚胴具足 一領

(室町・桃山)

中袖  
金箔押板札五段。紺糸毛引威。

籠手  
鐵輪鎖格子繫。家地水色花殻草文緞子。

佩楯  
平小札四段黒漆塗、金箔押日輪を表す。

七本簾。

軍扇 黒漆骨。日輪金箔押。



兜 鉄阿古陀形六十間筋兜鉢、後中銘「義貞」。  
日根野形板札五段、紺糸素懸威。吹返花菱木瓜  
文据文付、眉庇染韋包角元付。  
鉄錆地半首、垂三段板札、紺糸素懸威。  
伊予札錆塗、縫延浅葱糸素懸威。仕立五段、立举  
前三段、後ろ四段、立举一段目に采配付鑓一個  
を打つ。  
六間五段、革伊予札、小札頭金箔押、紺糸毛引  
威、据板に熊毛植。

草摺  
脣当  
頬當  
胴  
手  
籠  
佩  
腰  
當  
七本簾。

兜は、阿古陀形六十間の筋兜鉢で後に「義貞」の刻銘があり、明珍系の室町時代の作とみられる。作行が優れている。胴は、伊予札の縫延二枚胴で、草摺には金箔押札を用い、桃山から江戸時代に改装されたものである。

九、亀甲カルタ札置具足 一領 (江戸中期)



提灯形の豊兜、亀甲カルタ札の豊具足で珍しい物である。豊具足は天正頃から使用されたと言われ、解体・運搬に便利であるので、江戸時代に流行したという。

兜  
半面形。垂五段、鉄板黒漆塗、紺糸素懸威。  
鉄板亀甲札。鉄輪鎖繫、六枚胴堅矧仕立。  
七間四段。錆塗平札輪鎖繫。  
鉄輪鎖胡麻殻金散。  
鉄七本簾。

十二、鉄鉢金 二頭



右 鉄平板札九枚鎖 繫鉢形。  
左 鉄板鍛造、眉庇とも四段。白木綿布付。

十一、黒漆革包桶側一枚胴具足  
一領 (桃山時代)



兜は六十二間の筋鉢で、八幡座は渡金の金具を五重にし、冠板の朱漆地に金筋塗りの代わり塗りを施したもので、工芸的には技工をこらしている。江戸時代の加工と見られる。

兜  
胴  
草摺  
兜  
鉄阿古陀形六十二間筋鉢、前立輪貫、鞋白檀  
塗板札二段以下欠失。  
胴  
鉄板革包黒漆塗、前後一枚胴、仕立五段、立  
拳前三段、後ろ四段。合当理欠、待受黒漆。  
七間五段、革黒漆盛上板札、紺糸毛引威。  
鉄切付盛上板札、五段。  
鉄輪鎖、和田籠手。  
五本篠、黒漆鎖 繫、家地紺。  
軍扇  
當袖  
籠  
中袖  
手  
塗板札  
草摺  
兜  
鉄阿古陀形六十二間筋鉢、前立輪貫、鞋白檀  
塗板札二段以下欠失。  
鉄板革包黒漆塗、前後一枚胴、仕立五段、立  
拳前三段、後ろ四段。合当理欠、待受黒漆。  
七間五段、革黒漆盛上板札、紺糸毛引威。  
鉄切付盛上板札、五段。  
鉄輪鎖、和田籠手。  
五本篠、黒漆鎖 繫、家地紺。  
金朱地日輪文

十三、残欠 一括



一、朱漆鎖籠手 一双  
てつくりさりつなぎ 手。

二、鐵脇引 一双  
てつくりさりつなぎ 引。

鐵鎖繫

額金 胡麻殻入。  
ごまから。

三、臙當 一双  
すねあて 当。

鐵黑漆六本篠、紐浅葱麻。  
しのひもあさぎあさ。

四、腰當 一腰  
こしあて 当。

牛韋瓢形、弁柄漆塗、紐紺糸。  
うしがわふくべなり べんがら 漆塗、ひもこんいと。





木林川家羽守奉納太刀

(萬延元年十月)

友成五十六代孫萬一文字横山加賀介藤原羽臣祐永作  
刃渡二尺八寸五分 天保年間

記録には同じ作者の太刀一把が記されており  
太刀一把については所蔵の確認がございませんでした。

飯田國八幡宮 平次 根 槌